

# あわら市の 重層的支援体制整備事業



福井県 あわら市  
健康福祉部 福祉課 福祉まるごと相談室

# 福井県あわら市の概要

あわら市は、福井県の最北端に位置し、美しい日本海、静かな湖や川、緑豊かな山々、優れた泉質の温泉、太陽をいっぱい浴びた農作物など、自然の恵みにあふれたところです。

2024年春の北陸新幹線県内延伸と芦原温泉駅開業に向け、駅周辺の整備を進めるとともに、地域と地域、人と人がふるさとを愛する思いのもとでつながり、住みよいまちづくりを進めています。

2023年4月1日現在

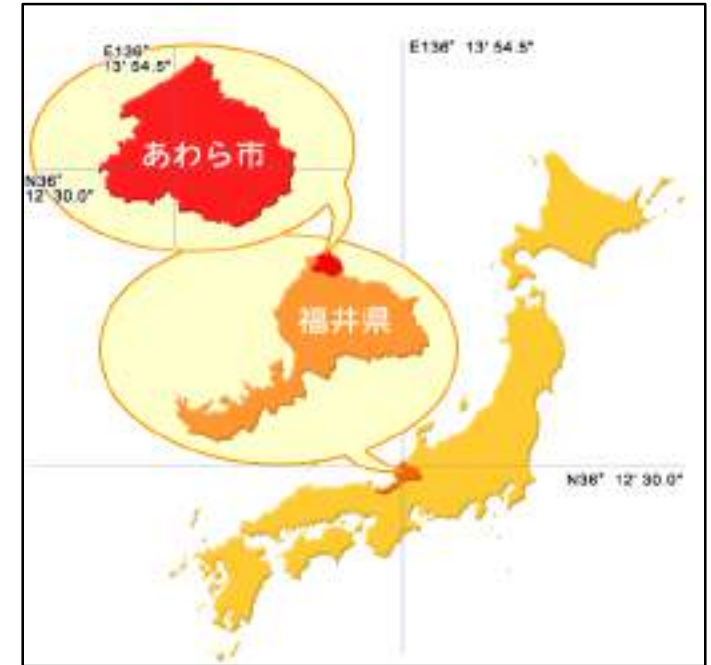
面積 116.98km<sup>2</sup>  
人口 26,725人  
世帯数 10,289世帯  
高齢化率 34.7%

要介護・支援認定者数 1,552人(17.0%)  
身体障害者手帳 1,251人  
療育手帳 293人 精神保健福祉手帳 318人



少子高齢化・人口減少

2030年 人口 23,666人(△ 2,542人・△ 9.6%)  
高齢化率 37.0%



# 重層的支援体制整備事業に取り組んだ背景と課題

今まで

高齢・障がい・子ども・困窮など、人生において生じるリスクや課題解決のため、属性別や対象者別の制度においても、小規模自治体の利点を活かし、縦割りの壁を低くし、充実した専門的支援が提供できた。

背景

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化し、既存の制度だけでは解決が困難

地域とのつながりの希薄化、家族機能の低下により、支え合いの力が低下

課題

潜在的な課題を抱える人へのアプローチは？

支援機関との情報共有、進行管理は？

有償ボランティアや地域のサロン等、インフォーマル資源との協働は？

支援への拒否があったり、本人が支援の必要性を認識していない場合の対応は？

本人との信頼関係を築きつつ、粘り強く関わり、寄り添い続ける、伴走支援は？

地域づくりを意識した取り組みは？

理念

世帯の生活課題に対応する包括的支援

専門職“個人”ではなく、行政が“組織”として

地域共生社会の実現を目指して

# 多機関協働事業の推進体制

総合的に相談を受け付ける機関を設け、連携・調整機能を強化

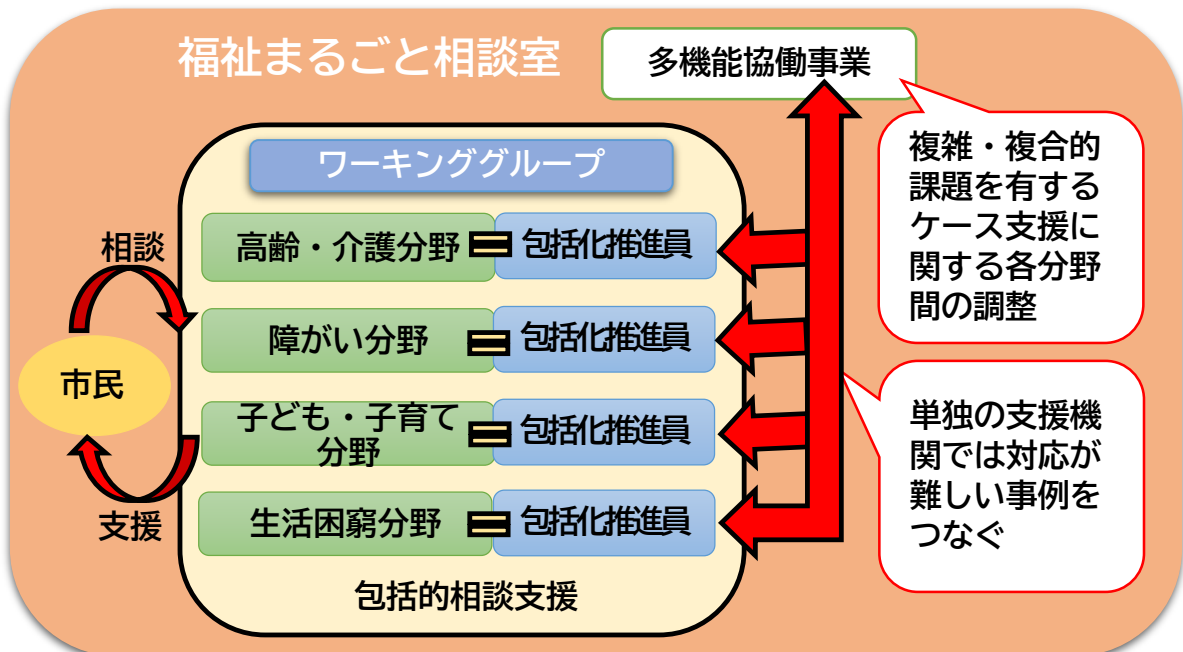
## 【組織の体制】

①各分野の相談支援事業とは別に、福祉課内に専任職員3名を配置する「福祉まるごと相談室」を新たに設置し、幅広く相談を受け止める。

②高齢・介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野のグループリーダーを包括化推進員に任命し、ワーキンググループを設置、分野間の相互調整を図り、包括的に相談を受け止める体制を確保する。

③包括的に受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。

※「福祉まるごと相談室」は、相談の受け止めの業務も行いつつ、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。

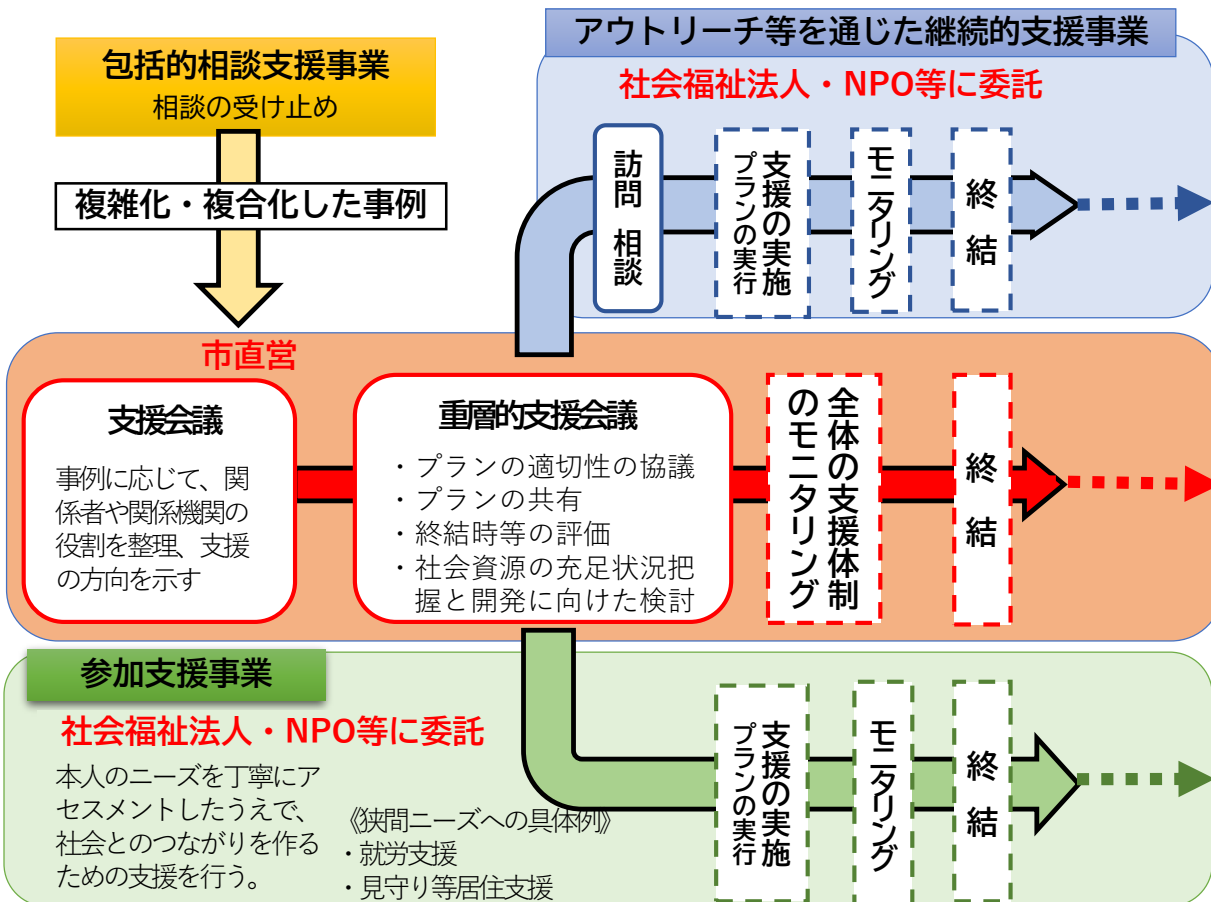


## 【多機関協働の機能】

①多機関協働機能は市直営とし、「福祉まるごと相談室」が担当する。併せて、各分野の相談事業を統括する包括化推進員に多機関協働の機能を持たせる。

②多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図るなど、既存の相談支援機関をサポートし、市全体の包括的な支援体制の構築を支援する。

③単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、重層的支援会議における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たす。



# 重層的支援体制整備推進のイメージ

既存の相談支援等の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築

年1~2回  
程度開催

## あわら市地域共生社会推進会議

学識経験者、福祉関係団体、まちづくり団体・庁内関係部局等で構成

地域福祉計画の進捗確認

重層的支援体制整備事業の進捗確認

その他福祉政策に関すること

### 個別分野の課題への対応

## 地域福祉計画

包括的支援体制の整備に関する事項  
重層的支援体制整備事業実施計画

障害者福祉計画  
障害児福祉計画  
障害者福祉計画  
子ども支援事業・子育て計画  
介護保険事業計画  
高齢者福祉計画  
保健計画

【福祉関係計画のイメージ】

### 分野を横断する課題への対応

#### 重層的支援会議 月1回程度開催

- ・支援プランの適切性の協議
- ・プラン終結・継続時等の評価
- ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

#### 多機関連携の支援

- ・多機関が連携・協働した支援の実施

同意

#### 支援会議 月1回程度開催

- ・単独の支援機関では対応が困難なケースの調整役を担い、役割分担や支援の方向性を検討し、支援プランを作成
- ・社会福祉法第106条の6に基づく本人意が得られない困難ケースに対応するため、情報共有や支援体制の検討
- ・参加支援事業及びアウトリーチ等を通じた支援事業の活用を検討

#### 参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援

#### アウトリーチ支援事業

- ・支援者と継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築やつながりづくりに向けた支援

#### 地域共生社会に向けた取組

地域共生社会推進に向け、部局横断的な連携体制を整備し、協議・検討

#### 横断的な課題への取組

各分野を横断した検討

- ・個別避難計画の作成・普及
- ・権利擁護（中核機関）
- ・アクティブシニア
- ・社会的孤立
- ・ダブルケア など

#### 地域づくりに向けた取組

交流の場の創設や地域活動の活性化

- ・子育て広場・子育てサロン
- ・高齢者の交流スペース
- ・地域コーディネーターやボランティアの育成 など

随時開催

ワーキング・グループ会議  
事務局：福祉まると相談室

- ・健康福祉部内の高齢・介護、障がい、生活困窮、子育て分野のグループリーダーを包括推進員に任命、課題の把握など情報を共有
- ・複雑化・複合化した相談に対して横断的に全体で受け止める体制
- ・事業の推進役として支援機関との調整 各会議の企画、運営